

各部長

町田市長 石 阪 丈 一

平成21年度(2009年度)予算編成方針について(通達)

平成21年度の予算編成にあたっては、「中期経営計画」及び「2009年度行政経営の基本的な考え方」などの前提条件を踏まえるとともに、本方針に基づき、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

記

1 前提条件

(1) 中期経営計画

昨年11月に策定した「中期経営計画」は、町田市の目指す都市像と行政経営改革の基本方針を踏まえ、平成19年度から5年間の中期的な見通しのもとに、戦略的に展開すべき重点事業や改革項目を示すものである。平成21年度は、計画期間の中間年にあたり、目標達成に向けた重要な年となるので、各部の予算編成にあたっては、中期経営計画に掲げた重点事業及び改革項目を十分に踏まえたものとなるよう取り組むこと。

(2) 2009年度行政経営の基本的な考え方

「2009年度行政経営の基本的な考え方」では、
社会情勢を踏まえた事業の実施
中期経営計画の着実な実施を最優先とする
地域活性化懇談会での議論を踏まえた施策の展開
包括外部監査、行政経営監理委員会による指摘事項の実施
事業仕分けでの結果を踏まえた事業の見直し

の5つの柱を掲げている。予算編成に当たっては、中期経営計画の着実な推進を根本に置きながら、社会情勢や各種懇談会等の提言、監査指摘などを踏まえた事業の実施に取り組むこと。

(3) 中期財政見直し

中期経営計画では、計画期間中の平成19年度から平成23年度までの財政見直しを明らかにしているが、5年間で50億円の収支不足が見込まれる中で、中間年である平成21年度については、単年度で23億円の収支不足が見込まれている。これは、固定資産税の評価替えによる市税収入の減少や、退職者数のピークを迎えることによる退職手当の増などを要因としており、大変厳しい財政状況となっている。

(4) 平成21年度の財政見通し

平成21年度の財政見通しでは、歳入においては、納税義務者の増加があるものの固定資産税（家屋）の評価替えによる減少等により、市税全体としては平成20年度の当初予算計上額をわずかに上回る程度しか見込めない。さらに、景気の悪化による減収も予想され、税収については不透明な状況である。また、近年、積立金残高は減少の一途をたどっており、その取り崩しによる財源調整は期待できない。

一方、歳出においては、経常事業費の概算要求段階での集計で、国民健康保険事業会計や後期高齢者医療事業会計などへの繰出金、保育所運営費や自立支援給付事業費などの扶助費、電算システム改造経費や各種業務委託料などの物件費が大きく増加しており、前年度比約23億円の増となっている。また、中期経営計画における重点事業などの政策的事業費については、前年度比約40億円の増となっている。

このままでは、平成21年度の予算編成においては、多額の財源不足が生ずることが明白であり、既存事業を抜本的に見直し、歳出の削減を図り捻出していくほかはない。

2 基本方針

(1) 平成21年度の予算編成における重点施策は、中期経営計画に戦略目標として定めた4つの都市像《市民協働のまち、環境先進都市、子育て・保健福祉のまち、商業・文化芸術都市》の実現を目指すための施策とする。

(2) 中期経営計画に定めた4つの行政経営改革基本方針《透明性の高い行政運営の実現、効率的・効果的に市民ニーズに応えられる行政運営の実現、人と組織の能力の向上、持続可能な財政の確立》に基づき、事業の見直しを進める。

(3) 「2009年度行政経営の基本的な考え方」を踏まえた事業の実施に積極的に取り組む。なお、新規事業や事業の拡充に取り組む際には、既存事業の見直しを徹底して財源を捻出することを原則とする。

(4) 各事業は、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定する。

(5) 義務的な扶助費等を除いた経常事業費について、一般財源枠配分方式とする。各部への一般財源枠配分額は、過年度の決算額を基準として算定するものとする。

(6) 各部の創意工夫による経費節減や財源確保の取組を評価し、一定額を一般財源枠配分額に加算するインセンティブ予算方式を昨年度に継続して実施する。

3 実行方針

(1) 中期経営計画の具体化に向けた予算編成とするため、中期経営計画の重点事業、改革項目のうち、当該部の所管になっているものについて、次の点を整理し、予算案に反映させること。

計画期間中における実施工程（年度別）
平成20年度の実施状況と見通し
平成21年度における実施プラン

- (2) 平成21年度の「部長の仕事目標」の作成を想定し、次の作業を行った上、その結果を予算案に反映させること。
平成20年度「部長の仕事目標」の目標・取組項目の達成状況と次年度に向けた課題を明確にする。
平成21年度において、部が取り組むべき事項を重点化する。
- (3) 各部長は、「中期経営計画」及び「部長の仕事目標」等を踏まえ、「平成21年度予算原案の基本的な考え方（調書）」を作成することを意識して、予算編成作業に取り組むこと。
なお、10月下旬に予定している「市長・副市長説明」の際には、この調書を基に各部長から説明を受ける予定である。
- (4) 事業費の見積りにあたっては、単に経費の一律削減等による事業費の圧縮のみにとどまることなく、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業を根本から見直し、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。
特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。
- (5) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを行い、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすること。
- (6) 扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適正な制度運用を行うこと。
特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、必要に応じ制度改正を積極的に検討すること。
- (7) 施設等の建設にあたっては、基本計画の段階から、周辺との調和をはじめ、機能面、維持管理面に配慮すること。また、国・都の補助基準単価や、後年度の維持管理経費に留意し、経済性について十分検討を行うこと。
なお、施設等の修繕についても、一時に多大な費用を要することのないよう計画的に行うこと。
- (8) 各種補助金については、現在、包括外部監査人による監査を実施しているところであるが、当初は有用であると考えていた補助金であっても、その後の社会情勢の変化

等によって必要性が薄れてしまうケースや、補助対象者あるいは補助金額等の見直しが必要なケースも考えられる。このことを踏まえながら、個々の事業ごとに必要性、費用対効果、補助率等について十分に精査・検証し、徹底した見直しを行うこと。

(9) 今回の予算編成にあたっては、委託料の見直しを重点的に行う。複数年引き続き契約をしている総合管理、警備・清掃、各種業務委託料等について、前年度予算比5%以上の削減額を目標として行う。この見直し基準については、すでに別途通知したところであるが、必要性、委託範囲、契約方法等の検証により徹底した見直しを行い、予算見積書に反映させること。

(10) 歳入の見積りにあたっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。

(ア) 市税については、引き続き徴税努力を傾注すること。

(イ) 使用料及び手数料、負担金等については、改めてその水準が適正であるかどうかを再検討し、負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って適正化を図ること。また、無料施設の有料化や広告掲載による収入についても積極的に検討し、推進すること。

なお、制度上、負担金等の徴収が可能なものや、実費負担を求めることができるものについては、改めて精査し、もれなく徴収すること。

(ウ) 財産収入については、現在、有効活用が図られていない市有財産(土地・建物)の活用を十分に検討し、未利用市有地の積極的な売却や貸付を図ることで、財源の確保に努めること。

(11) 国・都の補助事業については、予算編成の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように補助要望すること。また、補助制度の変更等に的確に対応すること。さらに、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

なお、補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、市において肩代わり負担はしないものとする。

(12) 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。

また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・都補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。